

立候補までの準備（その3）

【公費負担：選挙カー】

選挙カーについては、選挙カーのレンタル代、選挙期間中（4月1日～9日）のガソリン代と運転者への報酬が公費負担になります。

それぞれ、公費負担の限度額が決まっており、それ以上は候補者負担になります。

自動車借り入れ：1日 15,300 円まで（総額 137,700 円）

運転手の雇用：1日 12,500 円まで（総額 112,500 円）

燃 料 費：1日 12,500 円まで（総額 66,150 円）

提出用必要書類：選挙運動用自動車の使用の契約届出書（自動車借り入れ・運転手雇用・燃料代の契約内容を記載）

自動車借り入れ：選挙運動用自動車賃貸契約書
請求内訳書（自動車借り入れ）
選挙運動用自動車使用証明書（自動車）

運転手の雇用：選挙用自動車運転手雇用契約書
請求内訳書（運転手）
選挙運動用自動車使用証明書（運転手）

燃 料 費：選挙運動用自動車燃料供給契約書
自動車燃料代確認申請書
請求内訳（燃料費）
選挙運動用自動車使用証明書（燃料費）
自動車燃料費代確認書

公費負担の**燃料費**は、後日、契約先の業者が県に請求書を送ることで支払われます。しかし、セルフスタンドが増え、現金での取引だけという業者がほとんどで、社会の変化に対応した方法を検討すべきだと思います。



選挙用ポスター同様に自動車と運転手の雇用は契約書で契約した金額が公費で支払われます。

燃料費は、契約書に記載された限度額以内であれば、選挙期間中に実際使用した燃料費が公費で業者に支払われます。

運転手は、1日を通じて 12,500 円まで。同日 2 人以上運転手が雇用されても公費負担は 1 人のみです。

上の装備は候補者の自己負担です。



選挙カーは 8 時～20 時まで利用できません。12 時間 1 人で運転できるかという無理だと思います。川本さんは、時間按分をして現実的に可能な契約をしました。

